

不動産登記法の改正に伴う買戻特約登記の抹消について

令和5年4月
栃木県土地開発公社

栃木県土地開発公社ではこれまで、土地の転売防止の観点から、当公社を買戻権者として一定の期間を設けた『買戻特約登記』を設定し、産業団地の分譲を行ってまいりました。

この登記は、設定した買戻期間が満了するとその効力が消滅しますが、買戻特約の抹消登記手続きを行わないと、不動産登記簿には買戻特約登記が記載されたままの状態となり、売買等において支障となる事例が生じておりました。

この度、不動産登記法改正（令和5年4月1日施行）に伴い、**買戻しの特約がされた売買契約日から10年を経過した買戻特約登記**につきましては、**登記権利者（売買契約の買主）が単独で買戻特約登記の抹消を申請**できるようになりました。

これにより、当公社（買戻権者）に対する抹消登記の請求または必要書類の送付は不要となりますのでご承知おきください。

《関係法令》

『不動産登記法（平成16年法律第123号）』

（買戻しの特約に関する登記の抹消）

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

【問い合わせ先】



栃木県地域づくり機構
Tochigi Development Organization

栃木県土地開発公社

〒320-0023

栃木県宇都宮市仲町1番1号 栃木県地域づくり機構ビル

TEL：028-622-6597 FAX：028-622-0962

E-mail：gyoumu@tochigi-tkk.or.jp

URL：https://www.tochigi-tkk.or.jp/